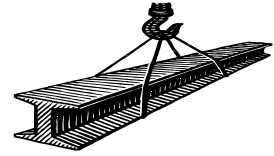


平成 30 年 1 月 9 日

事業主 殿

沖縄労働局登録教習機関
(一社) 沖縄県労働基準協会

労働安全衛生法に基づく 『玉掛け技能講習』のご案内



時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、吊り上げ荷重が1トン以上のクレーン等を使用して玉掛け業務を行う場合には、技能講習を修了した者でなければ当該業務に就くことが出来ません。(安衛法第61条1項)

つきましては、下記により標記講習を実施いたしますので、貴事業所で玉掛けの業務に就く労働者へ資格を取得させて頂きませうようご案内申し上げます。

玉掛けとはクレーンなどで鋼材などの荷を吊る際に、ワイヤー・ロープなどの吊り具を使用して吊り荷を安全に目的の場所に運べるようにクレーン運転手に対し笛や手で合図を送るという作業です。

記

1. 日 時：(学科) 平成 30 年 4 月 16 日 (月) 17 日 (火) の両日
(実技) 平成 30 年 4 月 18 日 (水) 19 日 (木) 20 日 (金) いずれか一日
☆但しお申し込み順で組み分けさせて頂きます
2. 講習会場：【学科】浦添・宜野湾漁業協同組合 1 階 漁民研修センター (浦添市牧港 5-22-2)
【実技】基準協会実技教習センター (うるま市州崎 7-15)
3. 受講料：免除有 25,405 円 (テキスト代込)
および 免除無 27,565 円 (テキスト代込)
定員数 60 名 (定員に達した場合、キャンセル待ちでのご案内となります)
4. 申込方法：①当協会所定の申請書 (各支部窓口に設置あり)
及び ②写真 2 枚 (3cm×2.4cm)
必要書類 ③受講料
上記 3 点を各支部窓口にて提出・お支払いください。(郵送・振込でも受付可)
※クレーン関係の修了証をお持ちの方はコピー持参 3p 参照 (特別教育修了証を除く)
5. 申込期限：4 月 2 日 (月) 16:00 まで

※仮予約を入れている方は、申込期限までに必要書類の提出、受講料の入金をしてください。
申込期限までに提出・支払いの確認ができなかった場合はキャンセルと致します。
6. 申込場所：(一社) 沖縄県労働基準協会
那覇支部 電話 (098) 868-2831 那覇市港町 2-5-23 (トラック研修会館 3 階)
中部支部 電話 (098) 937-0162 うるま市州崎 7-15
北部支部 電話 (0980) 54-4700 名護市宇茂佐の森 5-2-7 (北部会館 4F)

7. 振込にて支払を希望される場合

お振込にて受講料の支払いをご希望の方は、下記金融機関をご利用下さい。
(申込期限までにお振込みをお願いします)

振込先金融機関一覧

口座名 一般社団法人 沖縄県労働基準協会

※振込手数料は申込者負担

琉球銀行 本店 (普) No.922287
 沖縄銀行 本店 (普) No.2206632
 沖縄海邦銀行 本店 (普) No.782-875
 郵便局 17080-12738811
 沖縄県農業協同組合 (普) 4951

8. その他、注意事項

- ・講習期間中は、毎日出欠確認をします。講習規定により遅刻、早退、欠席をした者については修了試験の受験が出来なくなりますのでご注意ください。
- ・一旦納入された受講料は返金できませんのでご了承下さい。
- ・実技には、作業に適した服装（作業服、保護帽、安全靴）等で臨んで下さい。
- ・講習中は、携帯電話の電源を OFF にするかマナーモードに切り替えてください。
- ・雨天の際は、雨ガッパをご準備ください。
- ・車は指定された場所へ駐車してください。

玉掛け技能講習日程表

学 科

4月 16日 (月)	8:40 ~ 9:00 (20)	9:00 ~ 10:00	10:00 ~ 10:10 (10)	10:10 ~ 12:00	12:00 ~ 12:30 (30)	12:30 ~ 13:40	13:40 ~ 13:50 (10)	13:50 ~ 15:20	15:20 ~ 15:30 (10)	15:30 ~ 17:00
	受付	60 クレーン等に関する知識 (1時間)	休憩	110 クレーン等の玉掛けに必要な 力学に関する知識 (3時間)	昼食	70	休憩	90 クレーン等の玉掛けの方法 (7時間)	休憩	90
講師：石川 逢重										
17日 (火)	8:40 ~ 9:00 (20)	9:00 ~ 10:30	10:30 ~ 10:40 (10)	10:40 ~ 12:10	12:10 ~ 12:40 (30)	12:40 ~ 13:40	13:40 ~ 13:50 (10)	13:50 ~ 14:50	14:50 ~ 15:00 (10)	15:00 ~ 16:00
	受付	90 ※前日の続き クレーン等の玉掛けの方法 (7時間)	休憩	90	昼食	60	休憩	60 関係法令 (1時間)	休憩	60 学科修了試験 (1時間)
講師：石川 逢重										基準協会

実 技

		8:40 ~ 9:00	9:00 ~ 10:00	10:00 ~ 12:00	12:00~13:00 (60)	13:00 ~ 17:00	17:00 ~ 18:00	
		20	60	120	昼食	240	60	
A班	18日 (水)	受付	クレーン等 の運転のた めの合図 (1時間)	クレーン等の玉掛け (6時間)				実技修了試験 (1時間)
B班	19日 (木)							
C班	20日 (金)			講師：石川逢重、豊里榮紀				

☆学科・実技とも計算機を使用しますので持参してください。

玉掛け技能講習

講習科目の一部免除該当者及び科目

<p style="text-align: center;">証明する コピーの 提出 →</p>	講習科目一部免除該当者	科目及び時間
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">※証明は代表者印のこと(会社印不可)</p> <p style="text-align: center;">申込書の裏面に事業主の証明</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">→</p> <p style="text-align: center;">→</p>	<p>1</p> <p>◎クレーン運転士、移動式クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士等の免許所持者。</p> <p>◎床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習修了者。</p> <p>(当該資格を証明する写しを添付すること。)</p>
<p>2</p> <p>◎安全衛生施行令第20条第6号等又は安衛則36条の6条もしくは15から17条の業務に6月以上従事した経験を有する者。</p> <p>◎鉱山保安法第2条第2項等に規定する鉱山においてクレーン等の運転の業務に1カ月以上従事した経験を有する者。</p> <p>(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記入して事業主の証明を受ける事。)</p>		<p>実技 「クレーン等の運転のための合図」</p>
<p>3</p> <p>◎クレーン、移動式クレーン、デリック、又は揚貨装置で吊り上げ荷重又は制限荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6か月以上従事した経験を有する者。</p> <p>(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記入して事業主の証明を受ける事。)</p>		<p>学科 「クレーン等の玉掛けの方法」の一般的作業方法(1時間)</p> <p>実技 「クレーン等の玉掛け」の基本作業(2時間)</p>
<p>4</p> <p>◎吊り上げ荷重1トン未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛けの業務に6か月以上従事した経験を有する者。</p> <p>(必要事項を申請書裏面の実務経験欄に記入して事業主の証明を受ける事。)</p>		<p>実技 「クレーン等の運転のための合図」</p>

